

世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存  
修理補助金交付基準

(目的)

第1条 この基準は、比叡山延暦寺が行う世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって市民の文化的向上に資するとともに、わが国の文化の進歩に貢献することを目的とする。

(補助事業)

第2条 この基準による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理であって、別表に掲げるものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。ただし、交付の対象となる経費及び補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

(交付申請書)

第4条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支予算書

(2) 設計書（仕様書、積算書）

3 補助金の交付の申請は、当該申請の際、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）が明らかであるときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額した額により行わなければならないものとする。

(決定通知書)

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(着手報告書)

第6条 補助事業者は、交付決定を受け、補助事業に着手したときは、速やかに世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理補助事業着手報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、交付決定前に補助事業に着手したときは、補助事業者は、世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理補助事業事前着手報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（事情変更による取消通知書等）

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理補助金交付決定取消通知書（様式第6号）又は世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理補助金交付決定変更通知書（様式第7号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理補助事業変更承認申請書（様式第8号）又は世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第9号）とする。

（承認通知書等）

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理補助事業変更承認決定通知書（様式第10号）若しくは世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第11号）又は世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第12号）若しくは世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第13号）により行うものとする。

（実績報告書）

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理補助事業実績報告書（様式第14号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業収支精算書

(2) 補助事業の成果を証する書類

3 第1項の実績報告書は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は当該承認の日）から60日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

4 第1項の実績報告書の提出の際に補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これに相当する額を補助金の交付決定額から控除した額を補助金額として報告しなければならない。

（確定通知書）

第11条 規則第15条の規定による通知は、世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重

要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理補助金確定通知書（様式第15号）により行うものとする。

（交付請求書）

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理補助金交付請求書（様式第16号）とする。

（一括又は分割による交付請求）

第13条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理補助金交付請求書（様式第17号）とする。

（取消通知書）

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理補助金交付決定取消通知書（様式第18号）により行うものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合であって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかに世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書の提出があった場合には、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額の返還を命ずるものとする。

（返還通知書）

第16条 規則第20条第1項又は前条第2項の規定による返還の命令は、世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理補助金返還通知書（様式第20号）により行うものとする。

（帳簿の備付け）

第17条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第18条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

2 この基準は、世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理事業が完了した年度の3月31日をもって廃止するものとする。

附 則

この基準は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この基準の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。